

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成26年9月8日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

9月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第47号所管分の審査 .....	2
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員）	
議案第58号の審査 .....	4
補足説明（市長公室長）	
議案第59号の審査 .....	5
議案第62号の審査 .....	5
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員）	
採決 .....	10
閉会の宣告 .....	11

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成26年9月8日(月) 午前 9時59分 開会  
午前10時50分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博                      副委員長 渡辺 慎吾                      委員 三好義治  
委員 中川嘉彦                      委員 水谷 毅

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正                      副市長 小野吉孝  
市長公室長 乾 富治                      同室次長 山口 猛                      人事課長 大橋徹之  
総務部長 有山 泉                      同部参事兼市民税課長 和田元伸  
財政課長 石原幸一郎                      固定資産税課長 中西利之  
選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長  
井口久和                      同局次長 山下 聰  
消防長 熊野 誠                      消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭  
総務課長 明原 修

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉                      同局総括主査 湯原正治

### 1. 審査案件

議案第47号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分  
議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第59号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第62号 摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給  
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会します。

最初に、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日はお忙しいところ、総務常任委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

本日は過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は、渡辺委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

最初に、議案第47号所管分の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、よろしくお願ひします。

中川委員。

○中川嘉彦委員 皆さん、おはようございます。

それでは補正予算について、質疑をさせていただきます。

7ページの地方債の補正で、臨時財政

対策の起債の利率が10%以内と表記されております。今現在、一般的に10年ものの国債でも0.5%台、0.6%を割っている中で、実際は何%ぐらいのものなのか、お教え願ひします。

それと、この借入先について、いろいろと政府、大阪府とか、銀行というふうに書いてありますけれども、借入先はどのように選択されるのでしょうか。競争・市場原理は働いているのかどうか、お教え願ひします。

続きまして2点目、16ページの公平委員会費について、補正額で報酬が13万1,000円と計上されています。この中間での補正予算の計上について、何かあったのかなということをお教えいただきたいと思ひます。

三つ目ですが、財政調整基金費5億円を積立金として今回積まれておりますけれども、前回いただいた中期財政見通しで、今年度25億6,700万円不足するというふうには教えていただいているんですけども、そういうふうな状況の中で5億円を積み立てる。最終的には今年度どれぐらいまで積み立てしようとしているのか、その辺の整合性があるのか、お教えいただきたいと思ひます。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 財政課に係りますご質問にお答えします。

まず、地方債の補正のところの利率についてでございます。今現在、こちらのほうでは10%以内と表示させていただいております。これは平成の当初には国債の10年もので6%から8%という利率がありましたので、そういう過去の経過もありまして最大の利率の10%というところで規定させていただいております。

最近の利率で申しますと、平成26年

5月30日に約3億円の借り入れをいたしました。こちらは償還期限が10年、据置期間なしで銀行で借り入れをしましたが、そのときの利率は1.21%となっております。平成26年7月31日に臨時財政対策債の借りかえを約7億7,000万円行いましたけれども、そちらのほうも償還期限10年、据置期間なしということで、こちらは金融機関で競争原理が働くように入札を行いまして、その結果0.283%という利率になっております。借入先につきましては、政府、大阪府といろいろありますけれども、こちらは起債の目的によってそれぞれ借入先というのが変わってくるものでございます。

それと、5億円の基金積み立てですが、昨年作成しました中期財政見通しで、25億6,700万円の赤字ということで計上しておるところですけれども、今年度、平成25年度決算で繰越金が6億8,643万7,000円という繰越金が出まして、その2分の1を下らない金額を積み立てるということになっておりますので、今回5億円を積み立てまして、残りの1億8,000万円につきましては今後の補正財源に備えるというふうに考えております。

当初、基金からの繰入金で、約17億円を財政調整基金から繰り入れを行っておりますので、今年度、補正予算にも上げてますように地方交付税が交付成りとなりまして、今回約14億8,000万円の財政調整基金の繰り戻しの補正を計上しておるところでございます。

結果、予算上では今財政調整基金のほう、平成25年度末に比べますと約2億円ふえた形になりまして、49億7,500万円となる見込みでございます。

今後ですが、まだ年度途中ということ

で、なかなか歳入歳出の見込みというのは難しいところがありますけれども、今回の補正のように市債の発行でありますとか、基金の活用を行いまして、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長 公平委員会に係りますご質問につきましてご答弁申し上げます。

今回の補正内容につきましては、公平委員会の開催回数の増加に伴います委員報酬の増額をお願いするものでございます。

開催回数増加の理由といたしましては、本年7月に、勤務条件に関する措置要求が平成18年以来8年ぶりになされたことから、その審査・判定のために今後計5回の委員会開催を見込んでおまして、それに係ります委員報酬増額分を計上させていただいた次第でございます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

水谷委員。

○水谷毅委員 おはようございます。

一般会計補正予算についてお尋ねしたいと思います。

地方交付税の増額であるとか、平成25年度の決算繰越金等によって、今回の増額補正ができましたこと、前倒しの第5次行革の推進など行政努力を評価したいと思います。

さて一方で、今回は約10億円の市債である臨時財政対策債を計上されました。この上限というのはほとんど目いっぱいであろうかと思うのですが、このたび市としては、財政調整基金を積み増しをいたしまして、貯金を温存する方向で進んでまいりましたけれども、今後5年間の平成31年に向けての非常に大き

な山場を迎えることになると思います。今回そういった積み増しして温存するという方向性を選ばれたその内容について、お聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 今回、基金に積み立てをさせていただきましたが、平成25年度に作成しました中期財政見通しでいきますと、実質収支が25年度では9,800万円となっております。今回、約6億8,000万円の实質収支が出ておりました、基金残高で言いますと、計画上では6億3,300万円となっておりますが、結果、25年度決算見込みでいきますと、プラス約3億円の6億4,800万円となっております。25年度決算だけで申しますと、計画上では平成29年度に基金が1億1,000万円マイナスになるということで底をつくという形でしたけども、その分が1年先に延びると見込まれます。

平成31年度につきましては、収支調整の基金が2億8,700万円のマイナスということで、こちらのほうは早期健全化基準の約22億円を超える形になりまして、そこの数字だけをとりますと平成31年度は3億円をマイナスしただけではまだその基準を超えているという状況になっております。

今回、昨年度の約6億円の黒字というところで、基金への繰り戻しと、また議員がおっしゃられましたように、今回につきましては基金の温存の方向で補正のほうを調整させていただいたところでございます。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 方向性については理解できました。今後、法人税率も変更になります。本会議でもありましたように約4億円の税収減もございますので、この変

化の激しい経済状況の中、タイムリーな財政運営をさらにお願ひしたいと思ひます。

また、消費税財源の運用におきましては、今後、国の人口減少対策また子育て支援に対する施策についての取り組みも出てくると思ひます。それらをにらんでこの5年間、しっかり有効性の高い予算活用をお願ひしたいと思ひます。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの一部改正の内容は、大きく二つございます。

一つは、勤務成績に応じて行うこととしている昇給につきまして、課長級以上の職員はこの勤務成績の判断を人事評価制度の一つである能力評価に基づいたものとするので、これをするため、1年間としている勤務成績の始期と終期を変更しているものでございます。

もう一つは、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分等に該当したときに、勤務成績として考慮することを明文化するものでございます。

次に、能力評価導入の結果、昇給号給数がどのようになるのかをご説明いたします。

現行は良好な成績で勤務した職員の給料の昇給号給数は、4号給とすることと

しておりますが、今後、能力評価において職位ごとに発揮することが求められる能力を位置づけ、「特に優秀な能力を発揮した」から「能力を発揮することができなかった」までの5段階の区分を設け、昇給号給数を6号給から2号給までと幅を持たせました。

また、今現在も運用しておりますが、懲戒処分等に該当した場合は、その内容により昇給号給数は1号もしくは昇給しない場合もあることとしております。

まずは課長級以上の職員からとなりますが、段階的に人事評価制度を導入することで、適材適所の人員配置やめり張りのある給与処遇を実現し、少数精鋭が求められる中、職員の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図ることで、求められるニーズに的確に対応できる組織を実現したいと考えております。

以上、条例の一部を改正する条例制定の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第59号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、議案第62号について質問をさせていただきます。

まず、今回の条例の改正で第5条の2の機能別消防団員の任期5年を削除することありますが、この要件を撤廃することによって何が変わるのかお教え願います。

また、機能別消防団員も近年50人から80人に定員を増員されていると思いますが、多ければ多いほどセーフティネットとして安心安全につながるとは思います。近年の災害・火災を鑑みて、将来的な人数をどこまでどのようにお考えなのかお教え願います。どのような方々をどのようにふやしていこうかということもお教え願います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問の機能別団員の件についてお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、機能別団員の任期5年を撤廃することにより何が変わっていくのかというご質問だったと思います。ご答弁させていただきます。

まず、本市の機能別団員、分団には、現在大きく分けて2種類があります。一つには、平成22年1月1日から発足させていただきました事業所の自衛消防隊により機能別分団の消防団員及び平成25年4月から制度化いたしましたOB消防団員です。この方々が本市条例でいう機能別団員ということになります。

まず、現行の消防団条例の第5条の2で、機能別団員の任期5年というものが定められておりますが、まず、その理由からご説明させていただきたいと思っております。

当時、平日の昼間の消防力の確保の問

題が課題となっておりまして、その解決策の一つとして事業所の自衛消防隊を平日の就業時間に関してそのまま消防分団として運用させていただくということが企画されまして、企業の機能別消防分団をポンプ車等を所有されている市内の3企業にご協力をいただいて発足をさせました。従来の基本消防分団の活動よりも活動内容が限定されるということでありまして、通常、5年以上勤務されたということになれば、条例等の定めるところにより退職報償金は支払うべきだということでも議論もさせていただいております。しかし、3事業所全てが機能別消防団活動は社業としての地域貢献であるというような崇高なご理念をいただきまして、消防団員報酬及び退職報償金等の金銭の受領をご辞退されたということにより、支給をしないことということで協議をさせていただきました。

そこで今度、これは我々の問題なのですけれども、退職報償金の掛金に係る経費の効率化が問題化しました。退職報償金を支給するためには、消防団員等公務災害補償等共済基金というところに掛金を支払う必要がございます。これは金額で言いますと一人当たり年間1万9,200円ということになるんですけれども、機能別団員について基金への掛金の支払いを対象外とするためには、当時この団員の任期を5年未満と定める以外に方法がありませんでした。支払いの予定のない機能別消防団員の掛金として、みすみすこの金額を基金に掛け捨てをするのは非常に非合理であるというようなことを考えまして、機能別消防団員の任期は5年ということで企業と協議をさせていただいたというのが当時のお話です。

この協議におきましては、企業側にとりまして、自衛消防隊員の配置ローテー

ションは5年以内でも問題ないんじゃないかというようなご回答をいただいております。我々はそのことに甘んじまして、先ほど申し上げました経費の削減を目的として機能別消防団員の任期5年未満であるということも条例に規定させていただいたという経緯がございます。

以後、この機能別団員とか分団の制度の運用に当たって、総務省消防庁とか先ほど申し上げました基金と協議する中で、極めて限定した消防団活動を行う機能別団員への退職報償金の支払いの是非とか、その掛金のあり方について、また条例への規定の方法等、議論してきたんですけれども、今回、消防団員等公務災害補償等共済基金の考え方として、一定の線を出していただきまして、極めて限定的な活動をする機能別団員に対しては、退職報償金の不支給について退職報償金の掛金の算定に係る人数をきっちりと明記すれば、これらに係る掛金は要らないというふうな線を出していただきましたので、今回の条例改正に至ったわけでございます。

このことによりまして、現在定めている機能別消防団員5年という活動期限がなくなりますので、機能別団員として長く活動いただける、また企業にとりましても当該団員である従業員を市の消防団条例の制度にとらわれずに配属していただけるというメリット、メリットと申しますよりも本来の姿と思うんですけれども、そこに戻るわけでございます。

また、OBの機能別団員につきましても、地域の事情に応じまして、5年を超えても活動していただけるということになって、おのおの消防団員がお持ちの技術でありますとか知識の伝承、これがじっくりとなされるんじゃないかということが可能になるというふうに考えておりま

す。

2点目ですが、機能別団員の充実に関しての方向性というご質問であったと思いますが、現状を踏まえてのご答弁をさせていただきますと思います。

現在、事業所の自衛消防隊である機能別消防団員が44名、追って平成25年4月から制度化しましたOB消防団員、現在5名おられます。ご質問にありましたように、このOB団員制度をつくりましたときに、機能別団員の定数としては50名から80名に増員をいたしました。

OB団員は消防団を退職された方で、その任用目的は大きく二つあるんですけれども、一つは消防団員のサラリーマン化によって、平日の消防力が低下してきているという懸念を補足するものとして、現役中にお持ちであった技術とか知識を現役の消防団員に伝承していくというようなことが趣旨かと思えます。その消防団員を任命することによって、またOB団員は基本団員と同じ非常勤公務員でありますから、地元の消防車両の運転なんかも可能になってきます。また、消防法に定める消防団員の権限がございしますが、そういった権限行使もできますので、一般の消火協力者とは違った活動が、非常に広い活動が可能であると考えます。また、世代交代していく中で長年消防団員として培った知識・技術を次世代の消防団員に伝承するという意味では、非常に大きな効果かと思えます。

現在、OB消防団員30名ということで平成25年のときに条例改正させていただいたんですけれども、先ほどもご紹介したように5名の任命実績でございします。先ほど述べましたように、サラリーマン化の進展ということで、今後、より多くの消防団員、OB消防団員を任命する必要がまた地域のほうで生じた際には、

消防団本部と協議しまして、このOB団員の30名という枠をまた増やしていくというようなことも検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 一応理解させていただきました。

続いて、関連していると思うので質問させていただきたいのですが、近年、消防団員数が全国的に減少していつて一方、女性の消防団員数が年々増加していると聞いております。平成23年4月1日現在で全体の総数87万9,978人のうち1万9,577人、全体の2.2%が女性消防団員で、採用する消防団は1,237団あります。全体の58.3%です。

今、女性消防団員は地域の実情に応じて消防団の本部付の採用をされたりとか、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態はさまざまなようなんですけれども、摂津市の女性消防団員の状況及び将来のビジョンをお教え願います。

また、これは要望なんですけれども、現在釜石市の方々にもご協力いただいて、摂津市防災会議女性専門委員会が定期的で開催されております。婦人防火クラブの会長もメンバーになっていただいていると聞いております。すごくいい取り組みだと思っております。

この意義あることをもっと女性消防団員と共有すると、日々の市民の安心安全に大きく役立つことは間違いなく思っております。女性の持つソフトな面を生かして、住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者宅の訪問、防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及・指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されております。ぜ

ひグローバルな観点から積極的にかかわってもらいたいと思います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問いただきました本市の女性消防団員の現況ということでお答えをさせていただきます。

現在の本市の女性消防団員の現況ですが、現在のところはいらっしゃいません。近隣におきましては、この三島地域では高槻市と茨木市、北摂に及びますと豊中市では女性の消防団員の任用がされてるようでございます。

昨日、大阪府立消防学校におきまして、第58回府下の消防大会というのがございまして、府下市町村から約990名の消防団員が参加されまして、その中で100名程度の女性の団員も参加されておりました。全国的にも先ほどご紹介いただいたように女性消防団員の運用が進んでおりまして、活動もさまざまというふうには認識しております。

今度、私どもの任用の方針といいますか、今後なんですけれども、本市における女性の消防団員の任用につきましては、自然発生的に女性消防団員の入団希望がありました際には、地域の分団と協議をしていただいて、一旦、地域の分団に所属していただいて、その活動内容というのはやはり女性ならではの活動があると思いますので、先ほどご紹介していただいた予防広報でありますとか、救急の指導、防火診断とかそういったソフトの面で活動していただけるのではないかとというふうに考えております。

○野口博委員長 ほかに質疑はありますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 消防関係の条例について2点ご質問させていただきます。

先ほどの中川委員のご質問の中で、5

年を迎える機能別消防団員の見直しについては理解ができました。

そこで、今後この機能別消防団員の方への補償はどのようにして担保されていくのか。

そして2点目につきましては、非常勤消防団員の退職報償金の算定基準として、一定期間勤務しなかった期間は算入しないとございますけれども、その判断を行うのは一体どなたが行われるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問2点に対し、ご答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますが、5年を任期としていました機能別団員の任期を撤廃して、今後機能別団員の補償という面ではどういったことをやっていくのかというご質問だったと思いますけれども、新たに、これは制度としては何も変わってないんですけれども、機能別団員の退職報償金については不支給ということで設立当初から検討させていただいておきまして、ただ、やはり活動していただく際の公務災害補償、これについては従前からきっちりと市のほうで補償するようにしております。そこで、制度を明確にするということで、条例改正案の消防団条例の第1条第2項、消防団員等公務災害補償等共済等に関する法律施行令第4条第1項第1号の定員ということで書かせていただいておりますけれども、これについては公務災害補償を適用する団員ということで明確化しておりますので、災害活動の際に万が一身体等に災害を受けた際は、本市が補償するというような内容になってございます。

次に、消防団条例の中で一定期間勤務しなかったことが明白なときとはどういうときかというようなご質問だったと思

いますけれども、運用としましては居住地を離れて不在であったために消防団員としての活動が全くできなかったときというようなことで運用しております。それは誰が裁定するのか、判定するのかということになりますけれども、地元の消防分団長又は消防副団長等がしっかり地元で消防団員を日々見ていただいておりますので、その方たちが判断、裁定するというような形でやっております。

現在のところ、実績としまして、一定期間勤務しなかったことが明白であるため退職報償金から算定を除外したという実績はございません。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 公務災害につきましては、大きな影響なく、従前どおりということで理解をすることができました。

今後、予想されております南海トラフ地震及び毎年のように増加するゲリラ豪雨等による水害の備えを考えると、この非常勤消防団含めて地域防災への重要性がさらに求められているというふうに思います。

一方では、消防団員の方も高齢化が進んでいるというふうに思います。そういう意味からも分団長を初めとして運営側の負担を軽減し、後継者の道筋を広げていくことも大事であるというふうに考えております。

摂津市消防本部と非常勤消防団との連携で事務負担割合を今後どのようにしていく方向性なのか。分団長、副団長も高齢化が進み、またお仕事との兼ね合いも多くなってきていると思います。その部分での対策を教えてくださいたいと思います。

もう一点、また今後通信指令関係で広域化がなされてまいりますけれども、デジタル化ということで、今進んでると思

います。現状の通信機器からの移行も機能別の消防団及び非常勤消防団への移行、これについて潤沢に進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、消防団の運営の問題といたしまして、分団長なり副団長、高齢化が自然と進む状況にあって、本部と団の連携ということでのご質問だったと思いますけれども、その点につきましてお答えさせていただきます。

消防団のほうも消防団活性化総合計画というものを立てていただいて、そのいろいろな活性化についてはご議論いただいております。その中で、まず消防団の技術アップと申しますか、スキルアップの問題ですけれども、まず訓練をやっていって自分の身を守る、そして災害軽減に寄与するというようなこと、これがまず第一でございます。

それとあと、消防団の活性化ということでは、やはり人をローリングさせていくという問題がございますので、やはり地域のほうで次世代を担う消防団員をしっかりと拾い上げていただくと。幸い、本市におきましては、地域のほうでは地縁血縁によりまして、消防団員の人員というのは十分今まで確保していただいております。全国的に見るような消防団員数の減少というのは避けられておるんですけれども、先ほど申しましたOB団の活用というのものも一つにあるんですけれども、その大きな意味合いというのは知識・技術を次世代に伝承していくということでございますので、そういった知識・技術を次の世代に伝承していったら、消防団の活性化をしていただくと。そういうことで分団側の運営の負担は軽減し

ていけたらなど。

そういう意味で、消防団事務局であります消防本部としましては、異動の際にできるだけ早い時期に消防分団のほうに次の異動についてご照会をさせていただいて、なかなか人が見つかりにくいというようなところには、いろんな形での消防団のアピールなんかをさせていただくサポートはさせていただいております。

次に、消防の指令業務の共同運用に係りまして、消防団の運用についてというご質問でございますけれども、消防団はご存じのとおりそれぞれの市の組織でございます。摂津市消防団、吹田市消防団というような運用がございますけれども、指令台が共同運用になりまして一括化になりました際にも、消防団の活動要件というのは何ら変わりませんで、摂津市では摂津市消防団長が統括しまして、約360名の団員を統括するという意味では、それぞれの活動ということで従前と同じような形です。ただ、連携という意味では、消防本部が連携すると同時に消防団のほうもより連携は強化できるんじゃないかというふうに考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 事務局の運営体制について、また共同化についての内容を理解できました。

機能別消防団の皆さんは、特に日中の災害のときにとっても大切な存在であるというふうに考えております。今後もさらに連携を強化していただいで、万一に備えていただきたいというふうに思います。

また、共同運用を一つのいい機会と捉えて、さまざまな事項の改善にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらには、消防団員の掌握を分団長等に一任するということについては妨げることはありませんけれども、消防団の規

模もそれぞれ異なっているというふうに思います。その把握に関して、市の消防もさらに人脈を深めて、永年表彰等の制度もございますけれども、労をねぎらう気持ちのあらわれとして、例えば委嘱状に当たる継続の節目には、そういう感謝の気持ちを伝えて、また次に向けて頑張ろうというふうな工夫も今後ご検討していただければと思います。

○野口博委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第47号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 渡辺 慎吾